

本市の対応状況について

区 分	これまでの主な取り組み（10月26日時点）	前回会議（8月27日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
<p>検査・医療体制</p>	<p>(1) 検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4/5より、あかし保健所でPCR検査を実施 ・5/4より、1日当たりの検査数を最大18検体から60検体に拡充 PCR検査機器を2台増設（合計3台）及び検査員を3名増員（合計5名体制） ・7/18より、鼻咽頭ぬぐい液に加え、唾液を用いたPCR検査を開始 ・8/13より、1日当たりの検査数を最大60検体から102検体に拡充 ・検査実績（累計）：4,359件（陽性：125件） <p>(2) 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2/7 帰国者・接触者外来を3か所開設 ・4/14 帰国者・接触者外来を1か所増設（合計4か所） ・市内医療機関の協力により、発熱者等に対応する外来の設置 ・市内医療機関に入院病床を確保し、中軽症者を受け入れ（最大38床） ・重症者については、県の新型コロナウイルス入院コーディネートセンターと調整の上、県立加古川医療センターで受け入れ ・入院後の無症状者や軽症者の療養に、県が運用する宿泊療養施設を活用 <p><明石市内の入院者等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院者数：4人、退院者数（延べ）：119人、死亡者数：2人 ・宿泊療養者数：0人 ・市内の入院病床の使用状況：6床 	<p>(1) 季節性インフルエンザ流行期に備えた外来医療体制整備</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 帰国者・接触者外来の増設 市内医療機関4か所→57か所 ② 市内の医療機関から「発熱等診療・検査医療機関」を指定（兵庫県が指定） 市内医療機関53か所指定（10/20現在） 指定要件：必要な検査体制の確保（自院又は民間検査機関） 十分な感染対策 <p>(2) PCR検査体制 あかし保健所における1日当たり102件の検査実施体制に加えて、上記(1)の①及び②の医療機関でのPCR検査体制（検査を民間検査機関で実施する場合を含む）を整備 ⇒ (1)及び(2)については10月中旬に実施予定</p> <p>(3) その他 県の入院医療体制がひっ迫した場合に備えて、市民病院において他の医療機関との連携による新たな病床の運用について検討する。</p>	<p>○ 入院体制（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入可能な病床として重症対応50床程度、中軽症対応250床程度の計300床程度での運用を行う。 ・宿泊療養施設については、400室程度（3施設）の運用とする。 ・入院者数：119人（うち重症者数：14人） ・宿泊療養者数：35人（いずれも10/26現在） <p>(参考) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令を踏まえた今後の医療体制について（県）</p> <p>(1) 政令の改正内容（施行日10月24日） 入院の勧告・措置の対象は、患者のうち以下の者に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 65歳以上の者 ② 呼吸器疾患を有する者 ③ 腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者 ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の低下しているおそれがあると認められる者 ⑤ 妊婦 ⑥ 新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度である者 ⑦ 新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者 ⑧ 都道府県知事等が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者 <p>(2) 今後の対応方針について これまでどおり、家庭内感染対策を含めた感染症拡大の防止を図るため、自宅療養は行わないこととして、以下の方針で対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 有症状者については、症状が急変してから重症化する可能性があり、医師による経過観察が必要であることから、原則入院とする。 ② 無症状者については、症状が悪化する可能性が低いいため、帰国者・接触者外来又は保健所等の医師が入院の必要がないと認めた者については、直接宿泊療養も可能とする。 <p>○ 検査体制（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月中旬にPCR検査体制を1,880件/日から2,550件/日に拡充。 ・保健所を介さずにPCR検査を実施できる「地域外来・検査センター」について8か所の開設を目指し、引き続き取り組みを推進する。

本市の対応状況について

資料2

区分	これまでの主な取り組み（10月26日時点）	前回会議（8月27日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
<p>相談・情報提供</p>	<p>(1) 相談体制</p> <p>① 総合相談ダイヤル（あかし保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスに対する様々な相談窓口（平日：9～17時） 延べ相談件数：7,872件（3/9～10/26） <p>② 感染したかもダイヤル（帰国者・接触者相談センター）（あかし保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症に関する相談窓口（毎日：9～20時） 延べ相談件数：16,288件（1/24～10/24） <p>③ 生活支援ダイヤル（旧：高齢・障害相談ダイヤル）（明石社会福祉協議会・地域総合支援センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活上の不便・不安を抱える高齢者・障害者やその家族・近隣住民からの相談窓口（平日：9～20時 土日祝：9～17時） 9/1より、対象を日常生活の見守りが必要な生活要支援者に拡大し、リニューアル 延べ相談件数：228件（9/1～10/25） 641件（8/31受付分迄） <p>④ 妊婦さん相談ダイヤル（こども健康課）</p> <p>こども健康センターの保健師等による相談窓口（月～土：8時55分～17時40分）</p> <p>(2) 情報提供</p> <p>① 市ホームページ、広報あかしによる情報発信</p> <p>② 専用ダイヤルの周知のための、ちらし、ポスターの配布</p> <p>③ ツイッター、フェイスブックによる情報発信</p> <p>④ 明石ケーブルテレビによる情報提供の強化</p> <p>⑤ 市民向け情報拠点の開設（6/1～7/15）</p> <p>日々更新される感染症対策や生活支援の情報を集約し、市民が抱える様々な疑問や不安、悩みに応える最新情報の発信拠点をあかし市民広場に開設（延べ相談件数：180件）</p>	<p>(1) 「感染したかもダイヤル（帰国者・接触者相談センター）」を「感染したかもダイヤル（発熱等受診・相談センター）」に改称</p> <p>感染したかもダイヤル（発熱等受診・相談センター）において、これまでと同様に、市民からの相談に対応することに加え、発熱者等からの受診相談に対して「発熱等診療・検査医療機関」を紹介することにより、インフルエンザ流行期における発熱した市民の方の受診可能な医療機関の調整を行う。</p>	<p>○相談窓口の設置（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナ健康相談コールセンター 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金相談窓口 休業要請事業者経営継続支援事業に関するお問い合わせ専用ダイヤル 新型コロナウイルス感染症対策相談窓口
<p>感染防止物資の提供</p>	<p>(1) N95マスク、サージカルマスク、アルコール消毒液等、市が備蓄する物資を医療機関等に提供</p> <ul style="list-style-type: none"> N95マスク（備蓄数2,727枚）：3医療機関に1,500枚を提供 サージカルマスク（備蓄数472,140枚）：9医療機関等に86,900枚を提供 アルコール消毒液（備蓄数3720）：3医療機関に1200を提供 防護服（備蓄数1,731着）：3医療機関に519着を提供 医療用手袋（備蓄数31,700双）：4医療機関に11,050双を提供 	<p>(1) 市内企業等よりアイソレーションガウン、フェイスシールド、サージカルマスク、布マスク等を受贈</p> <p>(2) 帰国者・接触者外来及び発熱等診療・検査医療機関にサージカルマスク、医療用手袋を提供</p>	<p>○医療用マスク・防護服等の確保（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県全体の医療機関において、医療用マスクは5月末、防護服等は6月上旬時点で、3か月分に相当する分を確保済 さらに6か月分相当量のサージカルマスクを、11月上旬に確保する見込み <p>○個人防護具の配布（国）（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱等診療・検査医療機関に対して、診察に必要な医療用物資（サージカルマスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋）を国又は県から配布

本市の対応状況について

区 分	これまでの主な取り組み（10月26日時点）	前回会議（8月27日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
	<p>(2) 市で布マスクを作製し、高齢者福祉施設等の職員、保育施設、放課後児童クラブの職員、市内小、中、養護学校、明石商業高、幼稚園・保育園児等に配布（61,856枚）</p> <p>(3) 市内酒造メーカーが製造した手指消毒用高濃度エタノール製品の購入及び高齢者福祉施設、障害者施設等への情報提供</p> <p>(4) 帰国者・接触者外来等で大量に使用する、使い捨てのビニール製ガウンについて、市内企業に製造を依頼し、必要数を確保</p> <p>(5) 事業者や個人等からの感染防止医療物資の寄付を受付、寄付者の希望を考慮して医療機関等に提供</p>		
重症化予防対策（高齢者・障害者関連）	<p>(1) 重症化予防対策</p> <p>① 高齢者福祉施設等に対する巡回指導 福祉職員等が市内141か所の通所・入所施設を巡回し、感染症対策を指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 3/9より、1巡目の巡回を開始。感染予防策の現状確認と予防啓発チラシを配布 3/24より、2巡目の巡回を開始。予防強化、施設間の情報共有、施設職員用に布製マスクを配布 5/11より、3巡目の巡回を開始。利用者へのサービス提供等施設の運営状況を確認 <p>② 障害者福祉施設に対する巡回指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 3/31より、1巡目の巡回を開始。高齢者施設への巡回で培ったノウハウを活かし、市内167か所の通所・入所施設を巡回し、チェックリストによる感染予防対策の確認・現状把握を実施 5/11より、2巡目の巡回を開始。利用者へのサービス提供等施設の運営状況を確認 <p>③ 介護・障害サービス継続支援（7/1～）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言以降、感染予防対策を行いながら事業を継続した介護・障害福祉サービス事業者に補助金を交付（介護370件、障害275件） 介護・障害福祉サービスの事業所で感染者が発生した場合等に、代替サービスの提供や、感染防止に係る経費を補助 情報・コミュニケーション支援を要する障害者等への情報提供を行うため、タブレット端末を追加整備（5台整備済） 家族が感染した高齢者、障害者に対してショートステイの受け入れや自宅訪問介護を行うなど、生活維持に協力する事業者に対し 	<p>(1) 高齢者施設新規入所者等の希望者にPCR検査を実施 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームの新規入所者及び前回の利用から4週間が経過しているショートステイ利用者のうち、希望者に対してPCR検査を開始 9/14施設説明会実施。10月本格運用。検査実績：25件（10/26現在）</p> <p>(2) 高齢者インフルエンザ予防接種の無償化 多くの高齢者がインフルエンザワクチンを接種することで、高齢者の命を守り、また重症患者を減らすことで医療の負担を軽減する。</p> <p>① 接種対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 満65歳以上の明石市民 満60歳以上65歳未満の明石市民であって、心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、当該疾病単独で身体障害者手帳1級相当の方 <p>② 接種期間：令和2年10月1日～令和3年1月31日</p> <p>③ 自己負担額：なし ※従来は1,500円の負担（ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料）</p> <p>(3) 高齢者・障害者への緊急アンケートを実施 新型コロナウイルス感染症により、人との距離を保つことや、外出・接触の自粛が求められるなか、高齢者や障害者など支援が必要な人の孤立を防ぐため、新たに緊急アンケートを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> サポート利用券（対象：70歳以上の高齢者及び障害者手帳をお持ちの障害者）に緊急アンケートを同封し、寄せられた困りごとに応じて電話や訪問、お手紙による情報提供などを行い、必要な支援に繋げる <p>・アンケート送付数：69,474通 返信数：21,554通 対応実績：503件（いずれも10月26日現在）</p>	<p>○高齢者施設・障害者施設等（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請 面会者からの感染を防ぐため、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底した上での面会の実施及びオンライン面会等の活用を要請。 今後は、高齢者施設・障害者施設等において、概ね2か月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2か月分の使用量相当を県において保管する。 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。 家族による介護を受けている在宅障害者等について、家族が新型コロナウイルス陽性となった場合に孤立することから、その一時的な受入体制を整備するとともに、受入施設に対し、人件費のかかりまし経費等を補助する。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、生産活動が滞っている就労継続支援事業所等の授産商品の販売機会を確保するとともに、販路拡大を支援する。 <p>○介護施設等への布製マスク・手指消毒用エタノールの配布（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> 配布を希望する介護施設は厚生労働省の専用メールアドレスや専用サイトに直接申出する。 <p>（※布製マスクは、利用者と職員の人数の4倍程度を目途。手指消毒用エタノールは上限50ℓ）</p>

本市の対応状況について

区 分	これまでの主な取り組み（10月26日時点）	前回会議（8月27日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
	<p>て補助金を交付</p> <p>④ 要配慮者に対する配慮 避難行動要支援者台帳及び一人暮らし高齢者台帳登録者に対し、民生委員による紙マスク及び新生活様式での熱中症予防対策チラシを配付（7月）</p> <p>⑤ 明石市介護サービス事業者連絡会との意見交換会の実施 保健所と高齢者対策担当部署等が連携し、明石市内の訪問や通所サービス事業者等で構成される明石市介護サービス事業者連絡会等との意見交換会を開催（3/26、4/22、5/20）</p> <p>⑥ 感染者発生時の対応等に関する説明会の実施 保健所と高齢者対策担当部署が連携し、市内の高齢者福祉施設（186施設）を対象に、感染予防対策や感染者発生時の対応等についての説明会を実施（8/5、8/6）</p>	<p>(4) あかねが丘学園のオンライン授業導入 新型コロナウイルス感染症への対応及び多様化する高齢者学習ニーズに応えるため、高齢者大学校あかねが丘学園にオンライン学習システムを導入する。</p> <p>(5) 認知症あんしんプロジェクト 新型コロナウイルス感染症で、心身の影響を大きく受けた在宅の要支援・要介護高齢者への交付金をはじめ、新たな施策を実施することで、認知症の人やその家族に対する早期支援、継続支援に繋げる。</p> <p>① 在宅介護支援金・認知症サポート給付金の支給 在宅の要支援・要介護認定者等に対し1万円の在宅介護支援金を支給。さらに、認知症の診断を受けている人に認知症サポート給付金2万円を上乗せして支給し、交付申請をきっかけに早期の支援や見守りに繋げる。 申請書送付数：12,099人（10月15日現在）</p> <p>② 「あかしオレンジ手帳」（認知症手帳）の交付 認知症の交付金対象者へ、医療等の受診履歴や介護サービスの利用状況、認知症の症状等が経年的に記載できるとともに、認知症への対応方法や相談場所等の情報を記載した手帳を交付する。</p> <p>③ 3つの無料券の交付 「あかしオレンジ手帳」と同時に、ア）宅配弁当券（本人及び介護者の弁当を無料で宅配）、イ）寄り添い支援サービス券（見守り、話相手など）、ウ）1泊2日のショートステイ利用券の3種類の無料券を配付し、介護者の負担を軽減する。</p> <p>(6) 障害福祉サービス等支援事業（10/1～） ・障害福祉サービス事業所等が、職員間の情報共有・利用者とのオンライン面会等を行うため、タブレット端末等 ICT 機器導入に係る経費を補助する。 ・障害者の在宅就労・訓練を推進するため、就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークのシステム（パソコン等）導入経費及び発達障害児者の在宅等のソーシャルスキルトレーニング（社会生活技能訓練）による学習の推進（VR 機器等）に係る経費を補助する。 ・生活活動収入（売上）が相当程度減少している就労系障害福祉サービス事業所に対して、固定経費（家賃）等に係る経費を補助する。 ・感染症の影響により、就労系障害福祉サービス事業所に通所する利用者の工賃が減少している状況を踏まえ、利用者に対し、減少した工賃相当額を補助する。</p>	

本市の対応状況について

資料2

区分	これまでの主な取り組み（10月26日時点）	前回会議（8月27日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
<p>学校等での 取り組み</p>	<p>(1) 市立学校園（幼、小、中、特別支援学校、明石商業高校）</p> <p>① 小、中、特別支援学校、明石商業高校の児童生徒、幼稚園・保育園児等及び教員等に市で製作した布製マスクを配布</p> <p>② 小、中、特別支援学校、明石商業高校の児童生徒用に市民、企業から受贈した紙マスクを順次配布</p> <p>③ 除菌作業用電解次亜水を各学校に配布</p> <p>④ 小・中学校に手洗い用の水道蛇口を増設</p> <p>(2) 保育園、放課後児童クラブ、幼稚園預かり保育</p> <p>① 放課後児童クラブの保護者負担金を一律無料化（3月～5月分） 学校の臨時休業期間は一日育成を実施（臨時で利用する児童も受け入れ）</p> <p>② 保育あんしんダイヤルによる相談受付（新型コロナ関連99件：10/26時点受付分迄）</p>	<p>(1) 教育現場における新型コロナウイルス感染症対策事業 学校再開に伴う感染症対策及び学習保障（小・中・特別支援学校・明石商業高校）</p> <p>① 感染症対策：消毒液、体温計、サーキュレーター、スポットクーラー等を各学校に配備</p> <p>② 学習保障：プロジェクター、貸し出し用タブレットの購入</p> <p>(2) 小学校等給食衛生管理事業 感染症対策及び熱中症予防のため、給食室に空調が未設置の小学校に、空調機器を整備</p> <p>(3) 修学旅行キャンセル料補助 小中学校において、新型コロナウイルス感染者が発生し、修学旅行が中止になった場合のキャンセル料を補助し、保護者の負担を軽減する。（修学旅行の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：28校中16校で実施済 中学校：13校中6校で実施済 ・キャンセル料補助：0件（10/26現在） 	<p>○県立学校（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動は十分な感染防止対策を実施した上で行う ・特に県外で活動する場合は、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施 ・部活動は平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする ・児童生徒への心のケア等各学校の相談体制充実
<p>生活・企業 支援</p>	<p>・「明石市独自の17の支援策」として、市民ニーズに合わせてさまざまな支援を実施</p> <p>資料3参照</p>	<p>(1) ウィズコロナ感染対策助成金 「ウィズコロナいっしょにがんばろう応援金」（11月1日 市内商店街に案内・申請書を発送予定） 飲食店を中心とした店舗と、飲食関係の組合、商店街などの団体に対して、感染予防策のための応援金を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗対象：1店舗5万円 感染予防策の店内整備などハード対策費用と啓発事業など市と共同で事業を進めるためのソフト対策費用などを合わせて一括の応援金として、関係組合、商店街を通じて補助 ・組合等対象：1組合等 50万円（加盟店50店舗未満） 100万円（加盟店50店舗以上） 各店舗の対応に加え、優良店ステッカーや啓発ポスター、啓発講習など、関係組合、商店街全体を通じた対応費用として応援金を補助 <p>(2) 認知症 サポート給付金・在宅介護支援金 （詳細は「重症化予防対策（高齢者・障害者関連）」「(5) 認知症あんしんプロジェクト」参照のこと）</p> <p>(3) 分娩前新型コロナウイルス感染症検査の実施 新型コロナウイルス感染症に対する妊婦の不安を解消するため、希望者に対して新型コロナウイルス検査を実施予定（陽性者の病院受入れ体制等を県下で調整中。11月から開始予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：明石市民及び明石市内の産科医療機関受診者でPCR検査を 	

本市の対応状況について

区 分	これまでの主な取り組み（10月26日時点）	前回会議（8月27日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
		<p>希望する妊婦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額：PCR検査にかかった費用の上限2万円までを助成（妊娠期間中1回限り） ・明石市民の場合は、令和2年4月の検査分まで遡及して助成 <p>(4) 介護サービス特例措置制度の見直しの要望<実施中></p> <p>介護サービス利用者から同意を得ることで介護報酬の2区分上位等の加算が可能となる特例措置の見直しを国に要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月2日兵庫県市長会で要望議案を提出し採択 ・今後、近畿市長会、全国市長会を通じて国へ要望を行う予定 <p>(5) 敬老見守り訪問<実施済></p> <p>民生委員が対象者を、見守りを兼ねて訪問し、敬老祝い金を贈呈</p> <p>対象者：77歳・88歳・100歳 対象者数：4,838名</p>	
その他の取り組み	<p>(1) 喫煙対策</p> <p>① 市内に9か所あった駅前喫煙所は、各駅1か所に統合した上で、8月下旬から順次再開（全5か所）（8/31明石駅、9/8大久保駅、9/17朝霧駅、9/18西明石駅、9/30魚住駅）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開にあたり、受動喫煙を防止するための設備改修を行い、感染症拡大防止のための利用上のルールを設定 ・9月を強化月間とし、駅前周辺における喫煙のマナーアップキャンペーンを実施 <p>② 市役所に設置している喫煙所（全3か所）は閉鎖を継続</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金への積立</p> <p>市民による寄付をはじめ、市内企業からの寄付やふるさと納税による寄付金を積み立てるとともに、市議会からの活用の申し出により振り替えた議会費を、あかし支え合い基金へ積み立てる。</p> <p>寄付受領実績：1,853件 54,795,393円（10/23現在）</p>	
公共施設の開設状況	<p>5月下旬より、感染防止対策を講じながら順次再開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部制限のある施設は下記のとおり（継続中） あかし市民図書館、西部図書館（学習室等は減席） 少年自然の家（管理宿泊棟は休止） 高齢者ふれあいの里（カラオケを廃止、お風呂は休止） 大蔵海岸多目的広場、明石中央体育会館、明石海浜公園屋内競技場（更衣室の人数制限） 明石海浜公園屋外運動施設、魚住北公園屋外運動施設（更衣室の使用禁止） 	<p>○社会教育施設（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立施設については、休館・休業を解除し、感染防止対策を整え順次開館

本市の対応状況について

資料2

区 分	これまでの主な取り組み（10月26日時点）	前回会議（8月27日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等									
イベント等		<p>○ イベント開催にあたっては、国及び県の基準を踏まえて開催の可否を判断</p> <p>○ 実施にあたっては、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避を基本に身体的距離の確保、マスク着用等の感染防止策を徹底</p> <p>＜参加人数の上限＞（9月19日以降の開催に適用）</p> <table border="1" data-bbox="1145 493 2047 898"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1145 493 1448 535">収 容 率</th> <th data-bbox="1448 493 2047 535">人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1145 535 1448 766"> 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの クラシック音楽コンサート、展示会等 </td> <td data-bbox="1448 535 1745 766"> 大声での歓声・声援等が想定されるもの ロックコンサート、スポーツイベント等 </td> <td data-bbox="1745 535 2047 898"> ①収容人数 10,000 人超 ⇒ 収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以下 ⇒ 5,000 人 （注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1145 766 1448 898"> 100%以内 席がない場合は適切な間隔 </td> <td data-bbox="1448 766 1745 898"> 50%以内 席がない場合は十分な間隔 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	収 容 率		人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの クラシック音楽コンサート、展示会等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロックコンサート、スポーツイベント等	①収容人数 10,000 人超 ⇒ 収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以下 ⇒ 5,000 人 （注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度	100%以内 席がない場合は適切な間隔	50%以内 席がない場合は十分な間隔		<p>○ イベント開催制限の考え方について（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請 ・ 全国的又は広域的な祭り、野外フェス等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（1m）を設けることを要請 ・ 地域で行われる集い等、全国的・広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。 ・ イベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず県対策本部事務局への事前相談をするように要請
収 容 率		人数上限										
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの クラシック音楽コンサート、展示会等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロックコンサート、スポーツイベント等	①収容人数 10,000 人超 ⇒ 収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以下 ⇒ 5,000 人 （注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度										
100%以内 席がない場合は適切な間隔	50%以内 席がない場合は十分な間隔											